

# 第 566 回広島地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 9 月 22 日 (月)

広 島 労 働 局

広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年9月22日（月）15時47分～15時57分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正  
酒井 朋子  
中原 良子  
村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏  
角 直樹  
橋本 聰  
林 秀彦  
藤村 直樹

(使用者代表委員)

池久保典也  
藏田 秀和  
木村 康宏  
長谷川信男  
光村 賜純

(広島労働局)

労働基準部長	木下 麻子
賃金室長	檀上 昌浩
室長補佐	東 恵
賃金指導官	栗林 隆幸

#### 4 議 事

(1) 第1回広島地方最低賃金審議会検討小委員会座長報告

(2) 令和7年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について

(3) その他

## 議題

### 東補佐

ただいまより第 566 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 14 名の委員に御出席いただいており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る 9 月 12 日から 18 日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者はおられませんでした。

### 東補佐

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いします。

資料 No. 1 として、「第 57 期広島地方最低賃金審議会委員名簿」、また、机上配付資料といたしまして、「第 1 回広島地方最低賃金審議会検討小委員会座長報告写し」をお配りしています。

以上、そろっておりますでしょうか。

それでは、岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

### 岡田会長

それでは、これから議事を始めます。

議事（1）「第 1 回広島地方最低賃金審議会検討小委員会座長報告」について説明してください。

### 檀上賃金室長

本日開催されました第 1 回広島地方最低賃金審議会検討小委員会の開催に至る経過について、説明いたします。

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、8 月 18 日の第 564 回本審で、改正申出 8 件、新設申出 1 件を諮問させていただき、新設 1 件は「必要性ありの結論に達し得なかった」旨が答申されました。

9 月 4 日の 565 回本審で、「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業」、「自動車製造業」は「必要性あり」、「各種商品小売業」は「必要性ありの結論に達し得なかった」

旨が答申されました。

「金属製品製造業」、「機械器具製造業」、「船舶等製造業」、「自動車小売業」は  
継続審議とされ、本日の検討小委員会で審議されました。

審議概要等については、酒井座長から説明していただきます。

酒井座長

審議概要及び座長報告の趣旨について説明させていただきます。

検討小委員会で審議を尽くした結果、下記の検討いたしました4つの業種の広島  
県特定最低賃金についての改正決定をする必要性については、全会一致に至らず  
「必要性あり」との結論に達し得なかったことを御報告いたします。

わたくしからは以上です。

岡田会長

ありがとうございました。

検討小委員会の座長報告について、何か御質問はございますか。

(質問等なし)

それでは、4業種の広島県特定最低賃金の改正につきましては、労使意見が一致  
に至らず、「必要性あり」との結論に達し得なかったので、その旨、労働局長に答申  
することといたします。

事務局は答申案を作成してください。

檀上室長

かしこまりました。

(答申文案作成し、配付)

岡田会長

答申文案の読み上げをお願いします。

栗林指導官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和7年9月22日

広島労働局長小沼宏治殿

広島地方最低賃金審議会会長岡田行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県特定最低賃金について、審議を尽くした結果、下記の広島県特定最低賃金について決定する必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金
- 2 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- 3 広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- 4 広島県自動車小売業最低賃金

岡田会長

はい、ありがとうございました。この答申文案について、何か御意見、御質問等がございますか。

（質問なし）

よろしいでしょうか

それでは検討小委員会に出られた労側代表委員の佐崎委員、橋本委員、使用者側代表委員の藏田委員、長谷川委員の方から、この検討小委員会に至ったことについて何か御意見等あれば伺いたいと思います。

労側いかがですか。

橋本委員

労側としては、申出を行った側として、非常に残念な結果になりました。

二者協議の中で、来年の特定最低賃金に関する審議について、第1回目の運営小委員会は早めに開催する、次に地域別最低賃金の答申を受けて、特定最低賃金の（必要性にかかる）諮問の後、速やかに第2回目の小委員会を開催して審議の進め方を確認する、ということを、話合って確認できたと思っております。

使側とは、その他いろいろ進め方等についても議論できたかと思っております。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

佐崎委員いかがですか。

(意見なし)

岡田会長

使側いかがですか。

長谷川委員

特定最低賃金の必要性については、労側からもさまざまな御意見とか状況というのはしっかりお話を聞きました。使側としては今回「必要性あり」とはならなかつたという状況だったということをお伝えします。

岡田会長

蔵田委員いかがですか。

蔵田委員

長谷川委員と同じです。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、いま読上げていただいた答申案については、これで進めさせていただくということ、さらに、来年度の改正の必要性審議のあり方については、いまお話をいただいた今年度の審議を踏まえて検討していく、ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局で答申文を用意してください。

檀上室長

はい、しばらくお待ちください。

(答申文作成)

(会長から労働基準部長へ答申文を手交)

岡田会長

それでは、議事の3「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

檀上賃金室長

第 565 回本審で、鉄鋼業ほか 2 業種の改正諮問をさせていただいた際、「答申を取りまとめる審議会の開催回数は 1 回」、「審議会開催日時は 10 月 29 日午前 10 時」、「参考人の意見聴取は必要なし」とされました。その方向性でよろしいでしょうか。

(異議、質問等なし)

岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、次回本審は、特定最低賃金の改正決定に係る議決となります。日程は 10 月 29 日午前 10 時の予定です。

それでは、これで第 566 回広島地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。